

成田市広告掲載要綱

[平成20年3月21日決定]

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、本市の刊行物、本市の管理するホームページその他本市の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告物として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の募集等)

第4条 広告媒体の所管部長等（市長事務部局、水道部及び教育委員会事務部局の部長、消防長、会計管理者並びに議会及び行政委員会の事務局長をいう。）は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び掲載料金
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告の選定方法
- (5) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(審査機関)

第5条 次の各号に掲げる事項を審査するため、成田市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 広告を掲載しようとする広告媒体の適否に関する事項
- (2) 広告掲載の可否、広告料、広告の内容等について疑義のある事項
- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充て、会務を総理する。
- 4 副委員長は、企画政策部長及び財政部長をもって充て、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、企画政策課長、広報課長、行政管理課長、管財課長及び財政課長とする。ただし、屋外広告物に関する審査の場合は、委員に公園緑地課長を加えることができるものとする。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日一部改正・機構改革に伴う委員会構成員等の変更)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日一部改正・委員会構成員の追加に伴う変更)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。